

判決年月日	平成18年1月25日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成17年(ネ)10060,10064号		

競業者の取引先等に対し、当該競業者の商品が自己の商品に類似しているので訴えると告知した行為が、虚偽事実の告知又は流布に当たるとの原判決の認定は是認したが、その損害額を減額した事例。

(関連条文) 不正競争防止法2条1項14号、3条1項、4条、9条

(注) 本判決は、甲及び乙事件についての控訴事件であるが、この要旨では甲事件のみを取り上げる。

本判決は、不正競争による営業上の利益の侵害について、損害が生じたことは認められるが、その逸失利益等の立証が困難である場合に、裁判所が認定することができる損害額が問題となった事例である。

被控訴人は、「控訴人の取締役が、業務の過程で、被控訴人の取引先の社員に対して、被控訴人商品（女性ドール素体）は控訴人商品に類似するので、被控訴人及び被控訴人と取引をしている者を訴えると告知した」との事実を主張した。被控訴人は、この行為は、不正競争防止法2条1項14号所定の「虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」に該当すると主張して、同号、3条1項、4条及び7条等に基づき、損害賠償、営業誹謗行為の差止め及び信用回復措置を求めた。

原判決は、控訴人の取締役の行為は「虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」に該当すると認めた。損害額については、逸失利益は立証できていないが、有形・無形の損害が生じたと認められるとして、400万円（有形・無形損害合計300万円、弁護士費用100万円）の限度で、被控訴人の請求を認容した。

本判決は、損害額の点を除き、原判決と同様の判断をした。

本判決は、控訴人の行為により被控訴人に生じた逸失利益の立証は困難である、営業上の損害の発生は認められるとして、以下のとおり、判示した。

「被控訴人の主張する損害について、本件告知行為1及び2と因果関係を有する損害額を確定することができない。しかしながら、…被控訴人は、被控訴人商品の製造、販売を開始して間もない時期において、被控訴人商品を取り扱って販売を行うことが予定されていたピート及びトゥールズとの取引を失い、雑誌への広告掲載依頼が拒否されるなどして十分な広告

宣伝の機会を得られなかった上、人形素体の製造業界における被控訴人の信用は毀損された結果、有形、無形の財産上の損害を被ったことは否定できない。」

その上で、本判決は、被控訴人が、本件告知行為後に、新たな販売ルートを開拓して商品の販売を継続したこと、被控訴人には、従来、女性ドール素体の販売実績はなかったこと、本件各告知行為がなければ取引が見込めたと被控訴人が主張する取引先は、控訴人の重要な取引先であり、被控訴人との取引はなかったこと、被控訴人商品の広告掲載も一部であるが行われていたこと、などの事実を指摘した。

これらの事実に加え、本件告知行為の態様や、被控訴人商品の形状や機能、従前の商品との対比や競合可能性、当事者が主張する利益率も含め、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果を考慮に入れ、本判決は、上記告知行為と因果関係のある損害額は、有形・無形損害として200万円、弁護士費用として30万円の合計230万円が相当であると判断した。

以上